

目次

- 第一章 総則 (第一条 - 第五条)
- 第二章 運送業務 (第六条 - 第十五条)
- 第三章 積込み又は取卸し (第十六条 - 第十九条)
- 第四章 貨物の受取及び引渡し (第二十条 - 第二十四条)
- 第五章 指図 (第二十五条 - 第二十六条)
- 第六章 事故 (第二十七条 - 第二十九条)
- 第七章 運賃及び料金 (第三十条 - 第三十五条)
- 第八章 責任 (第三十六条 - 第四十九条)
- 第九章 連絡運輸 (第五十条 - 第五十七条)
- 第十章 附帯業務 (第五十八条 - 第六十条)

第一章 総 則

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 第三条 当店は、特別積合せ運送を行います。
- 第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。
- 第五条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりします。
- 第六条 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

第二章 運送業務

- 第一条 運送は、受付日時を定め、店頭に掲示します。
- 第二条 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。
- 第三条 運送期間 集荷及び配達をする場合においては各一日
- 第四条 運送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
- 第五条 集配期間 集荷及び配達をする場合においては各一日
- 第六条 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延滞とします。
- 第七条 貨物の種類及び性質が申込者の通知をしたところと異なるないときは、これにより生じた損害の賠償をします。
- 第八条 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者が点検に要した費用を負担していただきます。
- 第九条 申込者が、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知をしたところと異なるないときは、これにより生じた損害の賠償をします。
- 第十条 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知をしたところと異なるないときは、申込者が点検に要した費用を負担していただきます。
- 第十一条 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知をしたところと異なるないときは、申込者が点検に要した費用を負担していただきます。

第三章 積込み又は取卸し

- 第一条 積込み又は取卸しは、当店の責任において行います。
- 第二条 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷受人又は荷受人の負担とします。
- 第三条 積込み又は取卸しは、前項の積込み又は取卸しを要する貨物の運送を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。
- 第四条 積込み又は取卸しは、前項の積込み又は取卸しを要する貨物の運送を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。
- 第五条 積込み又は取卸しは、前項の積込み又は取卸しを要する貨物の運送を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

第四章 貨物の受取及び引渡し

- 第一条 当店は、送り状に記載され、又は通知された集荷先又は発送地において荷受人又は荷受人の指定する者から貨物を受け取り、送り状に記載され、又は通知された配達先又は配達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
- 第二条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
- 第三条 商人である荷受人が、その営業のために当店で締結した運送契約について、運賃、料金等所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷受人と運送契約によって当店が占有する荷受人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。
- 第四条 当店は、荷受人を確立することができない場合において、前項の規定により貨物の引渡しをしたときは、運送約款に基づき、荷受人に対し、相当の期間を定め、貨物の処分を指示することができます。
- 第五条 当店は、前項の規定により貨物の引渡しをしたときは、運送約款に基づき、荷受人に対し、相当の期間を定め、貨物の処分を指示することができます。

第五章 留置物の行使

- 第一条 当店は、貨物に引渡先を受け取るべき運賃、料金等が支払われていないときは、留置権を行使することができます。
- 第二条 留置権を行使するときは、留置権を行使する旨を通知し、相当の期間を定め、貨物の処分を指示することができます。
- 第三条 留置権を行使するときは、留置権を行使する旨を通知し、相当の期間を定め、貨物の処分を指示することができます。
- 第四条 留置権を行使するときは、留置権を行使する旨を通知し、相当の期間を定め、貨物の処分を指示することができます。
- 第五条 留置権を行使するときは、留置権を行使する旨を通知し、相当の期間を定め、貨物の処分を指示することができます。

第六章 引渡不能の貨物の売却

- 第一条 当店は、前項の規定により貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第二条 前項の規定により貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第三条 前項の規定により貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第四条 前項の規定により貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第五条 前項の規定により貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。

第七章 引渡不能の貨物の売却

- 第一条 当店は、前項の規定により貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第二条 前項の規定により貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第三条 前項の規定により貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第四条 前項の規定により貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第五条 前項の規定により貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。

第八章 運賃及び料金

- 第一条 運賃は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第二条 運賃は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第三条 運賃は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第四条 運賃は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第五条 運賃は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。

第九章 指 図

- 第一条 指図は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第二条 指図は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第三条 指図は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第四条 指図は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第五条 指図は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。

第十章 事故の取扱い

- 第一条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第二条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第三条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第四条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第五条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。

第十一章 事故の取扱い

- 第一条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第二条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第三条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第四条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第五条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。

第十二章 事故の取扱い

- 第一条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第二条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第三条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第四条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。
- 第五条 事故の発生は、前項の規定による貨物の売却をしたときは、運賃、料金を請求することができます。

第十三章 事故の取扱い

令和三年四月 ナビゲーションロジスティクス株式会社